



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 9 日 (火)
第 8 0 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (615) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業の休止の届出 (616) (〃) 2
	保安林の指定の解除予定 (617) (森林保全課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (618・619) (〃) 3
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 5

告 示

鳥取県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
日野病院組合訪問看護ステーション	日野郡日野町野田332	平成20年4月1日

鳥取県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人鳥取市 社会福祉協議会	鳥取市富安二 丁目104-2	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成20年7月 1日
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171- 2	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人鳥取市 社会福祉協議会	鳥取市富安二 丁目104-2	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成20年7月 1日
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃

〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	鳥取市居宅介護支援事業所	鳥取市富安二丁目96	平成20年7月1日

鳥取県告示第617号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町新井字小神谷448の1（次の図に示す部分に限る。）、448の8、448の9

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第618号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

米子市愛宕町51、49の1から49の4まで、49の6から49の8まで、陽田町98の1、99、100の1、102の1、103の1、114、115、120、121、133から135まで、139の1、139の2、144、145、147、155、157、158の1、陰田町1495、尾高字本丸1314の2、福万字嫁田1069の2から1069の4まで、字小野田谷1077の2、1078の2、1080の2、1081、1083、字小原田1090の2、1090の4から1090の7まで、1091の2、1103、1104の2、1105、1106、1108の2、字槇原1110の2、1111の2、1113の3、1114の4、1115の2、1116の3、1117の2、1118の2、字槇原ノ上1119の2、1120の2、字粕谷ノ一1133、1134の2、字梨子ノ木平1138の2、1140、1141の2、1142、1143、字須村尻1144の2、1154、1156の2、字河原山ノ一1158の2、1159、1160の2、1161の2、字河原山ノ二1163の2、河原山ノ三1164の2、1165の2、1166の2、1167の2、1167の5、1167の6、

大袋字寺山通り380の2、日原字石畑648の2、649、字後山148の3、150の2、151の1、151の4、152から155まで、159、160の1、161の2、162、163、164の3、165の2、166の2、268、269の1、271の1、271の2、272、字山ノ越283の1、284、285の1、286から288まで、289の1、290の1、291の1、292、293の1、293の3、293の4、字宮ノ峠山650、652、字下山294から296まで、307、308、字家ノ前317、318、観音寺字中山127、字北谷249から251まで、253、268、字岩崎ノ一685、686の1、686の8、字戸上35の1、字地藏院146の2、190、字戸上山58、59、60の1から60の3まで、大谷町85、86の1、287の1、287の2、330、346、353、365、366、414の1、414の2、424、祇園町一丁目100、福市字王神谷97、98の1、99の1、長砂町20の6、20の11、574、591、593、596、610から614まで、久米町96の1、99、100の1、100の2、254の7

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

米子市観音寺字北谷249、250、字岩崎ノ一685、大谷町365、366

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第619号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町大内字松ヶ滝956の1、956の4、956の5、957の1、957の3から957の5まで、字榎水高原1071の1、1071の3から1071の15まで、福兼字末鎌河原平321の1、長山字後山口北平648の2、大倉字谷奥平431の1、431の2、439の1から439の3まで、字後平470の1、字道免ヒナ平302の1、302の2、字ヒイ滝346、347、富江字清水田平643、644の1、644の2、645、647、648の1、白水字カン谷70の15、字樋ヶ谷平75の2、75の7、字蛇ヶ谷415、大坂字深山212、字仏滝234、238、239、243の2、243の3、字下モ林377の2、377の5、377の8、377の9、377の11、378の4、379、栃原字大谷平475、父原字東澁谷319の9、三部字勘部上ミ割谷ノ五879の2、焼杉字焼杉山東472の24、字焼杉山486の2、二部字堂ノ谷ノ二82の2、83、85の2、88の2、198の3、福岡字梨子木ヶ塔853の2、字ヌクヨ3958の4、字道下タ3799の1、3800の1、3801、3807、3808、字鉦場4029の2から4029の5まで、上野字カマ谷106の1、106の7、106の13、字日垣谷115の3、115の13、115の17、115の19、115の30、115の34から115の38まで、116の13、福居字清水横路742の1、742の6、743の1、743の3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成20年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成20年11月14日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎1階講堂

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真をはり付けること。）を、平成20年9月17日（水）から同年10月10日（金）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成20年10月10日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手をはり付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送す

る。

- (2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局に問い合わせること。